契約の内容

施 設 名 福島地方環境事務所

業 務 名	平成31年度中間貯蔵土壌貯蔵施設等工事予定地における 埋蔵文化財調査業務
契約年月日	平成31年4月1日
契 約 方 法	随意契約
業務場所	中間貯蔵土壌貯蔵施設等工事予定地
業務種別	埋蔵文化財調査
契 約 業 者 名	福島県教育委員会教育長
契約業者の住所	福島県福島市杉妻町2-16
工期(自)	平成31年4月1日
工期(至)	平成32年3月18日
業 務 概 要	中間貯蔵土壌貯蔵施設等工事予定地において、埋蔵文化財調査(遺跡及び遺跡推定地における遺跡の詳細範囲及び遺跡の内容、深さなどを明らかにする。)を行うものである。
契 約 金 額	6,097,091 円 (消費税込)
予 定 価 格 (随意契約の場合)	6,229,865 円 (消費税込)

随意契約理由書

施設名:福島地方環境事務所

工事名	平成31年度中間貯蔵土壌貯蔵施設等工事予定地における埋蔵文 化財調査業務
契約業者名	福島県教育委員会教育長
随意契約理由	本業務は、土壌貯蔵施設等工事予定地において、埋蔵文化財の
	保護と開発事業の円滑な調整を行うため、表面調査を実施し、遺
	跡の所在の有無を確認するとともに、試掘・確認調査を行い協議
	資料の整備を図ることを目的とするものである。
	埋蔵文化財は、市町村民・都道府県民の共有財産であり、むや
	みに破壊しないよう、文化財保護法で保護されている。開発事業
	でやむを得ず破壊する場合は、記録保存(発掘調査)し、将来に
	渡り記録を残すことが規定されている。
	また、文化庁次長通知(平成 10 年 9 月 29 日 庁保記第 75 号)に
	基づき福島県が定めた「埋蔵文化財発掘調査等取扱い基準」(平
	成12年4月)において、県教育委員会及び市町村教育委員会
	は、埋蔵文化財の保護と開発事業の円滑な調整を行うために、事
	業予定地で表面調査及び試掘・確認調査を行うものとされてい
	る。さらに、広域の開発事業は、福島県教育委員会が行うことと
	されており、大熊町・双葉町にまたがる中間貯蔵施設事業はこれ
	にあたるものである。
	以上の理由により、本業務については福島県教育委員会と契約
	する必要があり、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本
	業務の請負契約の相手方として同委員会と随意契約を締結するも
	のである。